

低迷するリース市場

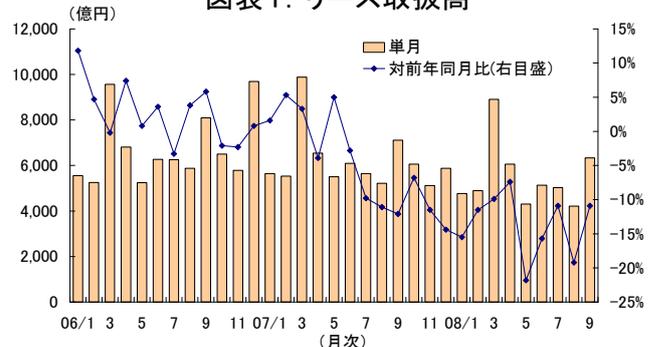
【ポイント】

1. リース取扱高の低迷が長期化している。リース比率も低下傾向にあり、設備投資にリースを利用しないといったリース離れが進みつつある。
2. リース会計基準の改正は需要低迷を加速させる要因ではあるが、改正後も変わらないメリットも多い。低迷の要因は一つではなく、故に需要回復の手立ても難しい。
3. 今後の成長に際しては、ファイナンスリース主体の事業構成からの転換が急務である。同時に事業領域の拡大にあたっては、これまで以上のリスク管理も求められよう。

1. リース市場の現状

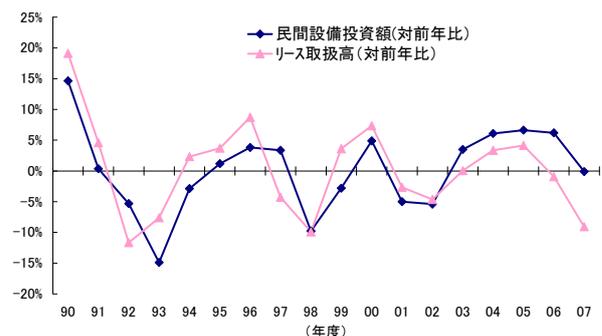
リース市場が冷え込んでいる。リース事業協会が発表するリース取扱高は 2007 年度実績で 7 兆 1,542 億円となり 2 年連続の前年比マイナスとなった。2008 年度に入っても 5 月には前年同月比▲21.8%と統計開始後最大の減少率を記録し、単月ベースでは 2008 年 9 月実績値まで 16 ヶ月連続のマイナスが続くなど、足元の状況にも回復傾向は見られない。一方で、メガバンク系列のリース会社の合併等、業界再編の動きも活発化しているが、ファイナンスリースにおける料率競争等も依然激しく、事業環境は引き続き厳しい状況にあるといえる。落ち込みの要因は民間設備投資の動向に起因するという見方もあり、確かにある程度の相関性も認められる。ただし、これまで民間設備投資額の伸びを上回ることが多かったリース取扱高が、2003 年度以降は民間設備投資額を上回る伸びを見せた年はなく、更にその差は広がりつつある。直近でリース取扱高、民間設備投資額共に伸びが鈍化し始めた 2006 年度、2007 年度の状況を見ると、リース取扱高(対前年比)はそれぞれ▲0.93%、▲9.07%、これに対し民間設備投資額(対前年比)はそれぞれ+6.19%、▲0.11%であり、リース取扱高の落ち込みが大きい。これはリース比率(=リース設備投資額/民間設備投資額)が過去最高水準となった 2002 年度の 10.1%を境に低下傾向に転じ、2007 年度は 7.8%にまで落ち込んでいることにも表れている。つまり、設備投資をしてもリースを利用するという選択が減少しているということであろう。更にリース業界にとって需要低迷に追い討ちをかけるとされたのがリース会計基準の変更である。

図表1. リース取扱高



(資料)リース事業協会HP資料より富国生命作成

図表2. リース取扱高と民間設備投資額



(資料)リース事業協会HP資料より富国生命作成

2. リース会計基準の変更

2008年4月1日以降会計年度から新リース会計基準が適用されている。改正にあたっては、企業会計基準委員会とリース会社各社の間で2002年から議論が開始されたが、ユーザー企業にとってファイナンスリース取引のメリットとなる例外規定（賃貸借処理＝B/Sにおけるオフバランス処理が可能）を残すか否かの点で双方の主張が対立し、決着が長引いた経緯がある。その結果、基本的には例外規定の存続は認めず、国際基準に合わせた売買処理（＝B/Sにおけるオンバランス処理）とする企業会計基準委員会の意向に沿ったものとなった。会計の変更に伴い税制上の取扱いも変更となっており、会計と同じく2008年4月以降に締結される契約から適用されている。会計、税務の改正点を簡単に整理すると図表3のようになる。

図表3. リース会計、税務の主な改正点

取引区分		改正前		改正後	
		リース会計基準	リース税制	リース会計基準	リース税制
ファイナンスリース	所有権移転 ファイナンスリース	売買処理	賃貸借処理	売買処理	売買処理
	所有権移転外 ファイナンスリース	原則: 売買処理 例外: 賃貸借処理	賃貸借処理	原則: 売買処理 例外: 賃貸借処理(※)	売買処理 (賃借料を減価償却費と見なして処理)
オペレーティングリース		賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理	賃貸借処理

(※)一定条件を満たす場合には引き続き賃貸借処理が認められている

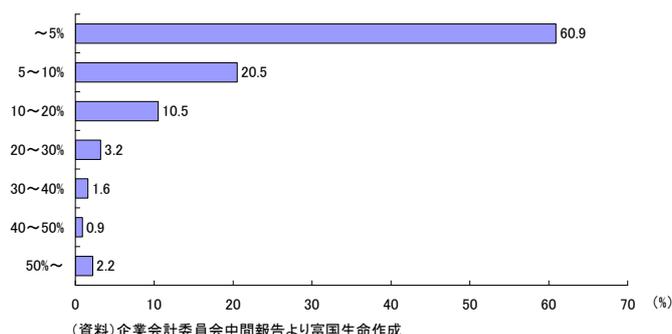
この改正により、リース資産は売買により取得したとみなしてユーザー側がB/Sに「リース資産」「リース債務」を計上し、リース資産の「減価償却費」及び「利子相当額」が発生したものとユーザー側が会計処理をする事となる。このため、資産増加によるB/Sの財務指標悪化の可能性、また、減価償却費の計算といった事務処理の増加等ユーザー側のリスクや負担が増す。一方、会計的な面で見れば、ファイナンスリースが割賦売買と経済的効果は殆ど同じであるにも関わらず、会計及び税務上のメリットが認められていた事、それ故に例外規定が原則かの如く広く用いられてきた状況、オフバランス処理がB/Sの実態を反映していない事、例外規定による賃貸借処理は日本独自のもの、といったマイナス点は解消される。年金、時価、減損など国際会計基準への流れが加速する中、リースも改正は止むを得ないものであったと言えるであろう。

3. 取扱高への影響

リースの議論がなぜ長引いたかといえ、リース業界が上記のようなユーザー側の負担増加から今後の需要に相当のマイナスインパクトが生じる事を懸念したからに他ならない。更に、2007年度の税制改革により固定資産の減価償却限度額が廃止され、1円の備忘価格を残し全額償却が可能となった事で「リース料は税務上全額損金算入可能」というメリットも失われた。リースにするか購入にするかの選択に迷うユーザーが増える事が想定され、リース需要へのマイナス要因となる事は否定できない。

一方で、従来からの加速償却処理（リース期間を法定耐用年数の70%程度とする税務上の取扱）という税務上のメリットや簡便法による定額償却の継続（リース資産10%未満の場合にはリース期間に応じて定額償却できる）のほか、中

図表4. リース取引企業におけるリース資産の有形固定資産に対する割合



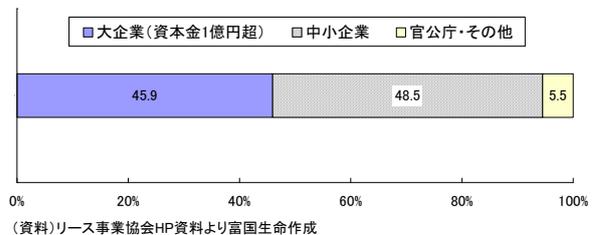
小企業（金融商品取引法の適用を受ける会社の子会社、関連会社は除く）、少額リース取引（1契約あたり300万円以下）、短期リース取引（契約期間が1年以下）等一定の条件を満たすものについては賃貸借処理ができるという適用除外措置についてもこれまで通りである。また、ユーザーに対する「リース利用理由調査」（リース事業協会調べ）によれば、事務処理の簡便さやコスト要因を挙げるユーザーが多いが、これらのメリットについても改正前後でも何ら変わりはない。以上の点を踏まえれば、全ての企業が原則処理の適用を強いられるわけではなく、適用除外措置に該当する会社も多い。因みに、前記した取扱高の推移からは旧基準が適用できる2008年3月までの駆け込み需要があったという動きは見取れず（3月は季節要因で元々需要が多い）、新基準適用後の4月以降も落ち込みはあるが、これまでと比べて特段大きな変化があったという推移でもない。リース会計基準の改正が取扱高低迷に追い討ちをかけるかのように言われてきたが、それ程には影響していないと見ることができよう。もちろん需要を減退させる重要な要因のひとつである事には変わりはないが、他にもユーザー企業のキャッシュフロー改善や銀行の貸出姿勢の変化（優良先への積極的な資金貸出）によりリースから自社での調達に切り替えたり、製品単価下落による取扱高の減少、OA機器関連のレンタルとの競合等様々な要因が重なっているといえる。故に需要回復の手立ても難しい。

4. 今後の展開

今後、市況混迷により設備投資が手控えられる可能性が高い上に、リース比率が低下しているため、取扱高は更に減少していくと思われる。リース会計基準の変更が議論され始めたことをきっかけに、ファイナンスリース取引主体のポートフォリオからの転換がクローズアップされてきたが、それ以前からリース会社は料率競争激化の状況に苦慮してきた。更にユーザー側のニーズも多様化しており、もはやファイナンスリース取引主体での成長は困難と言えよう。こうした状況下で、リース会社側は引き続き賃貸借処理が可能なオペレーティングリースや中小企業取引、ファイナンス事業やフィービジネスの強化といった事業の拡大等様々な方針を打ち出している。オペレーティングリースは金融的側面が強く、料率競争に陥りやすいファイナンスリースに比べて収益性も高い点が特徴であるが、中古市場の発達が必要不可欠となるほか、残価設定等のリスクも抱える事になる。ファイナンス事業についてもリスクが高まるという点では同じであり、総じてリスク管理の重要性が高まる事となる。また、既存ユーザーのリース離れの阻止、更には新規ユーザーの開拓を目指すため、新リース会計基準適用によりユーザー側に発生する事務処理面での負担軽減を目的としたサービス提供も始められており、多額のシステム投資を行うところも増えている。こうした数々の試みがどの程度寄与するかも今後の成長のポイントとなつてこよう。

（審査グループ 猪瀬 直子）

図表5. 企業規模別リース取扱高(2007年)



図表6. リースの利用理由

